

福祉施設の製品を ご利用ください

障害のある方々が通う多くの福祉施設では、自立した生活を営むための訓練の一環として、生産・販売活動を行っています。

食品、お菓子類、おしゃれ雑貨など様々な製品を作り、販売しています。そして製品の売り上げは、障害のある方にとっての生活支援、就労支援につながっています。

ひとつひとつの製品が、ご購入してくださった方のお気に入りの一品になることを目指しています。

これらの商品に出会う機会がありましたら、ぜひお手に取り、その良さを確かめてください。



製品は以下のお店で取り扱っています

■はーとふるメッセ千葉寺店

〒260-0844 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 1階

■はーとふるメッセ県庁店

〒260-0855 中央区市場町 1-1 千葉県庁中庁舎 B 1

製品に関する情報は以下のページにもあります

■NPO法人千葉県障害者就労事業振興センター

ホームページアドレス <https://www.jusan-kassei.or.jp/>

*販売会などのイベント情報を掲載しています

市役所・各区役所・各区保健福祉センター・千葉都市モノレール 千葉駅での販売も行っています

■販売場所・時間等の詳細は千葉市ホームページをご覧ください

ホームページアドレス

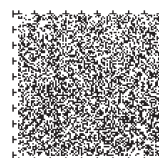
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/lobby-hanbai.html>

◆製品の一例です



■このページに関する問合せ先： 千葉市障害者自立支援課

電話 043-245-5187



身体障害者障害程度等級表 （太実線より上は、第1種を、下は第2種を表す）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

		内部機能障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
		備 考						
		1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

療育手帳障害程度基準表

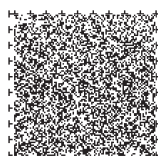
障害程度			障害程度の基準
第 1 種	最重度	㊦	知能指数がおおむね 20 以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
	重 度	A の 1	知能指数がおおむね 21 ～ 35 以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
		A の 2	知能指数がおおむね 36 ～ 50 以下のもので、重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
第 2 種	中 度	B の 1	上記以外のもので、知能指数がおおむね 36 ～ 50 にあるもの
	軽 度	B の 2	知能指数がおおむね 51 ～ 75 にあるもの

*ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いとは下表による。

最 重 度	㊦ の 1	知能指数がおおむね 20 以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもののうち、身辺処理全般において常時の介護を必要とする程度のもの
	㊦ の 2	知能指数がおおむね 20 以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもので、㊦ の 1 以外のもの

精神障害者保健福祉手帳障害程度等級表

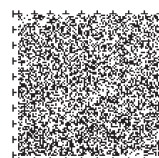
障害等級		精神障害の状態
第 1 種	一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第 2 種	二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



【ヘルプマーク】・【ヘルプカード】・【ちば障害者等用駐車区画利用証】

名称	概要等
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 問合せ先 東京都福祉保健局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147 ※千葉県では、作成したヘルプマーク（ストラップ型）を配布しています。詳しくは障害者自立支援課へ お問い合わせください。
【ヘルプカード】  千葉県作成版	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求めるカードです。 このカードには、援助が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」を表示しております。また、住所や緊急連絡先、配慮や手助けをして欲しいことを記入することができます。 配布場所：各区保健福祉センター 高齢障害支援課・健康課、障害者自立支援課、千葉市療育センターふれあいの家、青葉病院、海浜病院、千葉都市モノレール有人駅（千葉みなと、千葉、都賀、千城台）窓口、障害者基幹相談支援センター 問合せ先 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 TEL：043-223-2338 FAX：043-221-3977
【ちば障害者等用駐車区画利用証】 	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が交付する利用証です。（利用証をお持ちの方が、必ずしも同区画に駐車できるとは限りません。） ※具体的な基準については、P65をご覧ください。 申請窓口：申請は千葉県健康福祉指導課へ郵送、又は、各区保健福祉センター高齢障害支援課、健康課に持参してください。 問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県健康福祉部健康福祉指導課 TEL：043-223-3924 FAX：043-222-6294

サービス内容やご利用に関する質問は、各サービスの担当窓口へお問い合わせください。



障害福祉サービスの対象となる疾病一覧

(2025年4月1日より適用)

1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性骨髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	ATR-X 症候群
35	ADH 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-トリノ酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
64	環状 20 番染色体症候群

65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モフト症候群
70	急性壊死性脳症
71	急性網膜壊死
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
77	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオビリルン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
88	グルタル酸血症 1 型
89	グルタル酸血症 2 型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮膚異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡の大腸炎
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高 IgD 症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症 1 型
116	高チロシン血症 2 型
117	高チロシン血症 3 型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群
127	骨髄線維症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症

129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鯉耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロームスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア

192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルノシトール (GPI) 欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴

254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮膚下硬塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミン D 依存症くる病／骨軟化症
291	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルング病 (全結腸型又は小腸型)
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi 貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	ブリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)

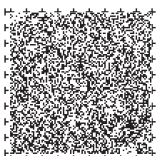
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	ペルオキシゾーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膀胱炎
337	慢性特異性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無 β リボタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスマッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスマンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

「劇症肝炎」「重症急性膀胱炎」については 2015 年 1 月、「肝外門脈閉塞症」を含む 16 疾病については 2015 年 7 月、「正常圧水頭症」については 2019 年 7 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの区の高齢障害支援課にお問い合わせください。

福祉団体

団体への入会希望、その他ご質問等は以下の連絡先へお問い合わせください。

団 体 名	代表者等	〒	住 所	電 話	F A X
千葉市身体障害者連合会	国本雄一郎	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-209-3281	043-209-3282
千葉市視覚障害者協会	高 梨 憲 司	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-312-0068	043-312-0068
千葉市聴覚障害者協会	国本雄一郎	260-0022	中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-204-1616
千葉市オストミー協会	渡 辺 博 一	264-0024	若葉区高品町 899-1-1-606	043-287-5783	043-287-5783
京 葉 喉 友 会	白井久美子	260-0834	千葉市中央区今井 1-1-10	043-261-1356 shirai812@ jcom.zaq.ne.jp	043-261-1355
千葉市肢体不自由児者 父 母 の 会	友 野 ル ル	261-0012	美浜区磯辺 2-21-1 ディアフレンズ美浜内	043-303-0582	043-303-0582
千葉市ことばを育てる会	石 田 優 子	260-0007	中央区祐光 1-25-3 千葉市立院内小学校内	043-208-1568	043-208-1568
千葉市腎臓病患者友の会	小 川 光 雄	264-0021	若葉区若松町 444-20	043-231-2190	
日本心臓ペースメーカー 友 の 会 千 葉 地 区	角 田 善 治	261-0013	美浜区打瀬 3-5 マリンフォート 5-1804	043-275-5559	043-275-5559
千葉市重症心身障害児（者） を 守 る 会	加 藤 悦 子	261-0005	美浜区稲毛海岸 2-3-1 さいわい内	043-242-1230	043-248-2884
全国脊髄損傷者連合会 千 葉 県 支 部	露 崎 耕 平	261-0001	美浜区幸町 1-1-1 シーブレス 921	070-2024-6504	
N P O 法 人 千葉盲ろう者友の会	加 藤 清 道	260-0026	中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 4 階	043-310-3008	043-310-3008
千葉市手をつなぐ育成会	成 田 智 子	263-0015	稲毛区作草部 2-4-5 でい・さくさべ 2 階	043-206-4050	043-206-4050
千 葉 市 自 閉 症 協 会	菊 池 裕 美	262-0025	花見川区花園 1-15-3		



団 体 名	代表者等	〒	住 所	電話・FAX
千 花 会 (千葉市精神障害者家族会)	齊 藤 たかし 陟	260-0012	中央区本町 3-4-1 カーサフェリーチェ103	043-261-6285
フ ァ ー ム 栗 の 木 (千葉市精神障害者北地域家族会)	貫 井 信 夫	262-0043	花見川区天戸町 757-3	090-6568-4716
千 南 会 (千葉市精神障害者南地域家族会)	鴨 省 次 郎	266-0007	緑区辺田町 131-6	090-8943-0093
け や き と 仲 間 の 家	坂 本 雅 雄	260-0044	中央区松波 2-5-9 小幡ビル 2 階	090-7272-9201
NPO 法 人 千 葉 県 な の 花 会	藤 江 幹 子	260-0042	中央区椿森 1-2-2 志村荘 201	070-2191-4888
千葉断酒新生会		266-0003	緑区高田町 401-235 (林様 方)	043-292-1324 (林様 方)
千葉県断酒会		260-0811	中央区大森町 513-37 ツルオカハイツ 101	090-1207-2735 (阿井様 方)
つくし (ちば断酒友の会)		つくし (ちば断酒友の会) のホームページに記載 http://tsukushichiba.web.fc2.com/index.html		
千葉菜の花家族会 (薬物依存症家族会)		260-0844	(開催場所) 中央区千葉寺町 1208 千葉市ハーモニープラザ	090-2543-7852 (黒川様 方)

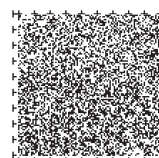
千葉市のバリアフリー情報（施設等）のご案内

本市ホームページにおいて、県内の様々なバリアフリー情報を掲載した『ちばバリアフリーマップ』や、県内の公共交通に関するバリアフリー情報、より快適に市内観光を楽しむための観光コース等を紹介する『千葉市バリアフリー観光ガイドマップ』などをご案内しています。是非、活用ください。

千葉市 バリアフリー 観光 交通

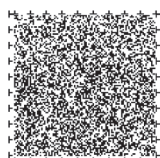
で、

検索

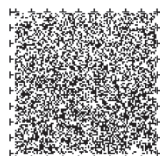


障害者の窓口

名称・所在地		電 話	F A X	E メールアドレス @以降は共通 @city.chiba.lg.jp
中央保健福祉センター 〒260-8511 中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）内	高齢障害支援課	043-221-2152 ・2153	043-221-2602	koreishogai.CHU@
	介護保険室	043-221-2198		
	健康課	043-221-2583	043-221-2590	kenko.CHU@
	こども家庭課	043-221-2172	043-221-2606	kodomokatei.CHU@
	社会援護第一課	043-221-2154	043-221-2164	shakaiengo1.CHU@
	社会援護第二課	043-221-2066		shakaiengo2.CHU@
花見川保健福祉センター 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	高齢障害支援課	043-275-6462	043-275-6317	koreishogai.HAN@
	介護保険室	043-275-6401		
	健康課	043-275-6297	043-275-6298	kenko.HAN@
	こども家庭課	043-275-6421	043-275-6318	kodomokatei.HAN@
	社会援護課	043-275-6471	043-275-6904	shakaiengo.HAN@
稲毛保健福祉センター 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	高齢障害支援課	043-284-6140	043-284-6193	koreishogai.INA@
	介護保険室	043-284-6242		
	健康課	043-284-6495	043-284-6496	kenko.INA@
	こども家庭課	043-284-6137	043-284-6182	kodomokatei.INA@
	社会援護課	043-284-6142	043-284-6153	shakaiengo.INA@
若葉保健福祉センター 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	高齢障害支援課	043-233-8154	043-233-8251	koreishogai.WAK@
	介護保険室	043-233-8264		
	健康課	043-233-8715	043-233-8198	kenko.WAK@
	こども家庭課	043-233-8150	043-233-8178	kodomokatei.WAK@
	社会援護第一課	043-233-8156	043-233-8170	shakaiengo1.WAK@
	社会援護第二課	043-233-8158		shakaiengo2.WAK@
緑保健福祉センター 〒266-8550 緑区鎌取町226-1	高齢障害支援課	043-292-8150	043-292-8276	koreishogai.MID@
	介護保険室	043-292-9491		
	健康課	043-292-5066	043-292-1804	kenko.MID@
	こども家庭課	043-292-8137	043-292-8284	kodomokatei.MID@
	社会援護課	043-292-8152	043-292-8162	shakaiengo.MID@
美浜保健福祉センター 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	高齢障害支援課	043-270-3154	043-270-3281	koreishogai.MIH@
	介護保険室	043-270-4073		
	健康課	043-270-2287	043-270-2065	kenko.MIH@
	こども家庭課	043-270-3150	043-270-3291	kodomokatei.MIH@
	社会援護課	043-270-3149	043-270-3195	shakaiengo.MIH@



名称・所在地		電 話	F A X	E メールアドレス @以降は共通 @city.chiba.lg.jp
千葉市役所障害者自立支援課 〒260-8722 中央区千葉港1-1 高層棟9階	管理班	043-245-5175	043-245-5549	shogaijiritsu.HWS@
	社会参加推進班	043-245-5187		
	給付班	043-245-5173		
千葉市役所障害福祉サービス課 〒260-8722 中央区千葉港1-1 高層棟9階	指導班	043-245-5227	043-245-5630	shogaifukushi.HWS@
	施設支援班	043-245-5174		
	地域支援班	043-245-5228		
千葉市役所精神保健福祉課 〒260-0025 中央区問屋町1-3-5 千葉ポートサイドタワー11階 ※令和8年11月頃に下記移転予定 〒261-8755 美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター2階	精神保健福祉班	043-238-9980	043-238-9991	seishinhoken.HWS@
	通報対応班	043-238-9929		
千葉市障害者相談センター 〒260-0844 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階		043-209-8823	043-209-8826	shogaishasodan.HWS@
千葉市東部児童相談所 〒261-0003 美浜区高浜3-2-3		043-277-8820	043-278-4371	jidosodan.ECG@
千葉市西部児童相談所 〒261-0003 美浜区高浜3-3-1 はまのわ3階		043-277-8821	043-277-8905	jidosodan.WCG@
千葉市こころの健康センター 〒261-0003 美浜区高浜2-1-16		043-204-1582	043-204-1584	kokoronokenko.HWS@
千葉市療育センター 〒261-0003 美浜区高浜4-8-3 043-279-1141（代）	療育相談所	043-216-2401	043-277-0220	—
	すぎのこルーム	043-216-2409		
	やまびこルーム	043-306-5106		
	いずみの家	043-216-2465	043-270-1557	—
	相談支援事業所ぱれっと	043-279-4311	043-279-4300	
千葉市療育センター分館	発達障害者支援センター	043-303-6088	043-279-1353	
	ふれあいの家	043-216-5130	043-277-0291	
千葉市障害者福祉センター 〒260-0844 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階		043-209-8779	043-209-8782	—



地域による避難行動要支援者支援体制構築の紹介

町内自治会や自主防災組織、民生委員、ボランティアなど地域が一体となり、災害発生時の安否確認の方法などについて、特色ある取組みを行っています。

地域での取組みの一例

■「無事ですタオル」による安否確認 (黒砂北部自治会防災会)



災害発生時に、無事なら玄関にタオルをかけておく決まりです。このタオルにより、安否確認が一目でできます。

■避難行動要支援者のための「見守りカード」作成 (千城台東町自治会)



見守りカードには緊急時の連絡先や医療情報が書かれています。

見守りカードは、どの家庭にもあり目立つ冷蔵庫の上段に入れる決まりで、災害発生時に避難行動要支援者の支援を行う際に役立てます。

■問い合わせ先

中央区地域づくり支援課	043-221-2169
花見川区地域づくり支援課	043-275-6224
稲毛区地域づくり支援課	043-284-6107
若葉区地域づくり支援課	043-233-8124
緑区地域づくり支援課	043-292-8107
美浜区地域づくり支援課	043-270-3124
防災対策課	043-245-5113

「避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル」を改訂しました

令和7年3月に、「避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル」を改訂しました。今回の改訂では、避難行動要支援者の支援体制構築の一助となるよう、避難行動要支援者名簿の活用方法について拡充を行っています。

これを機に、「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」の締結についてご検討ください。



大規模災害に備え、オストメイト用装具を預かります

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人工膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されます。

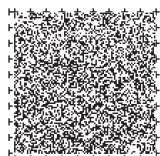
これらの事態に備え、千葉市では、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管することで、災害時においても、オストメイトが安心して日常生活を送れるようにします。

- 対象者 千葉市に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で原則として、身体障害者手帳を所持する方。
- 保管場所 お住いの区の保健福祉センター高齢障害支援課

手続き方法等の詳細は、千葉市ホームページ（「千葉市 オストメイト用装具」と検索）をご覧ください。

●各区の保健福祉センター高齢障害支援課：電話・FAX 8頁参照

●障害者自立支援課：電話043-245-5175 FAX043-245-5549



大地震の発生に備え 家具や冷蔵庫などの固定を支援します！

千葉市では、地震発生時に室内での被害を防ぎ、また、安全な避難経路を確保するため、転倒防止金具の取り付けを取付事業者に依頼し、施工した場合、その費用の一部を助成しています。

◆対象となる方

市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 65歳以上の高齢者及び20歳未満の者のみの世帯
- (3) 65歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯
- (4) 重度障害者のみの世帯
- (5) 重度障害者及び20歳未満の者のみの世帯

※申請前に転倒防止金具を取り付けた場合には対象になりません。
※助成は1世帯で1回限りです。

重度障害者

- 身体障害者手帳1～2級
- 療育手帳㉠～Aの2
- 精神障害者保健福祉手帳1級

◆助成制度の内容について

次の(1)～(2)の合算額を助成します

- (1) 出張料 5,000円を上限
- (2) 取付費用 家具1台あたり500円を上限(5台まで)

※金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。

<対象となる家具など>

タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器など

<転倒防止金具など>

L字金具、チェーン式金具など、家具等の転倒を防止するための器具
(つっぱり棒、下敷きマットは対象外です)

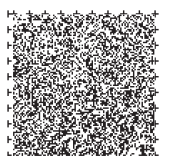
※家具や金具が対象になるか不安な方は、お住まいの区の高齢障害支援課に事前にお問い合わせください。

◆申請方法

- (1) 利用者は、家具転倒防止対策事業取付事業者一覧の中から事業者を選び、家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用の見積書を依頼します。
- (2) お住まいの区の高齢障害支援課へ 下記「申請に必要な書類」を提出します。
- (3) 助成が決定した場合は、区高齢障害支援課から決定通知書及び助成券を利用者へ郵送します。
- (4) 取付事業者による金具の取り付け後、利用者は取付事業者へ助成券を手渡すとともに、利用者負担額がある場合は、取付事業者に直接お支払ください。

◆申請に必要な書類

- (1) 家具転倒防止対策事業助成申請書
- (2) 同意書
- (3) 取付事業者が作成した見積書(取付事業者は一覧表の中からお選びください)



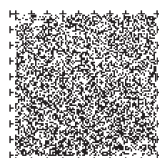
千葉市家具転倒防止対策事業取付事業者一覧

2026年4月1日現在

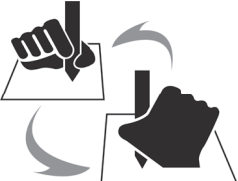
No.	事業者名	住 所	電話番号	F A X
1	Kaigo Bank(株)	千葉市中央区川戸町 386 - 1	043-228-6511	043-228-6512
	(営業所)	千葉市緑区東山科町 14 - 32	043-228-6511	043-228-6512
2	孝和建商(株)	千葉市中央区汐見丘町 16 - 12	043-245-4111	043-244-9550
3	アfrisペックー級建築士事務所	千葉市中央区末広 3 - 18 - 1	043-400-2669	043-332-7869
4	(株)千葉住宅サービス社	千葉市中央区本千葉町 10 - 23	043-224-4141	043-224-7817
5	(株)カラカマ工務店	千葉市中央区川戸町 431	043-264-1052	043-264-1162
6	(株)タイズ	千葉市花見川区作新台 6-15-12-202	043-216-9341	043-216-9393
7	(株)大栄工務店	千葉市花見川区幕張町 2 - 1018 - 2	043-273-7720	043-271-4311
8	(有)丸七立川工務店	千葉市花見川区幕張町 4 - 800 - 3	043-273-8782	043-273-1046
9	(株)マツカワ住器	千葉市稲毛区小仲台 7 - 9 - 5 AKビル	043-284-4126	043-284-4203
10	(株)トータルハウジング	千葉市稲毛区山王町 417 - 1	043-422-3701	043-422-3746
	(営業所)	千葉市稲毛区山王町 119 - 12	043-422-3701	043-422-3746
11	千葉土建一般労働組合 千葉支部	千葉市稲毛区天台 5 - 24 - 8	043-290-0005	043-290-0050
12	(株)アルファリーフォーム	千葉市稲毛区緑町 1 - 6 - 11	043-242-7131	043-242-7130
13	(有)スズユウ工務店	千葉市若葉区大宮町 2841 - 1	043-233-6090	043-231-0097
14	かしの木建設(株)	千葉市若葉区千城台西 2 - 2 - 5	043-237-1886	043-237-4331
15	(有)三希工房	千葉市緑区おゆみ野 5-32-11-105	043-291-7422	043-292-3566
16	(株)ケアグリーン	千葉市美浜区真砂 1 - 9 - 13	043-270-7711	043-270-7712
17	(株)サンキコーポレーション	千葉市美浜区真砂 2 - 10 - 7	043-278-2133	043-278-2199

※事業者によっては一部地域の対応が困難な場合もあります。

対応可能な地域については、直接事業者にお問い合わせください。



障害者に関するマーク②

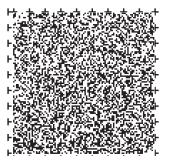
名称	概要等
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは、障害者差別に当たります。 問合せ先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111 (代) FAX：03-3503-1237
【オストメイトマーク】 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトである事と、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。 問合せ先 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294
【ハートプラスマーク】 	身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表しています。 問合せ先 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 メール：info@heartplus.org TEL：080-4824-9928（現在、電話対応休止中）
【障害者雇用支援マーク】 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 ※実際に付与されるマークには、通し番号があります。 問合せ先 公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155
【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 問合せ先 岐阜市福祉部 障がい福祉課 https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisayafukushi/1004678/1004681.html TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613
【手話マーク】 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。 問合せ先 一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449
【筆談マーク】 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。 問合せ先 一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449

これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。
※巻頭にも障害者に関するマークの紹介がありますので、ご覧ください。

障害者福祉のあんない（2026年度版）

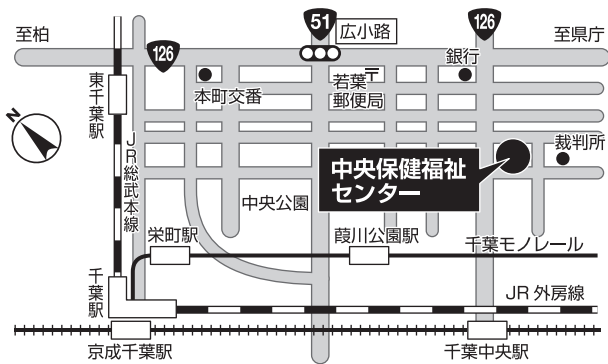
編集・発行

千葉市保健福祉局高齢障害部 障害者自立支援課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 高層棟9階
電話 043-245-5175 FAX 043-245-5549
メール shogajiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp



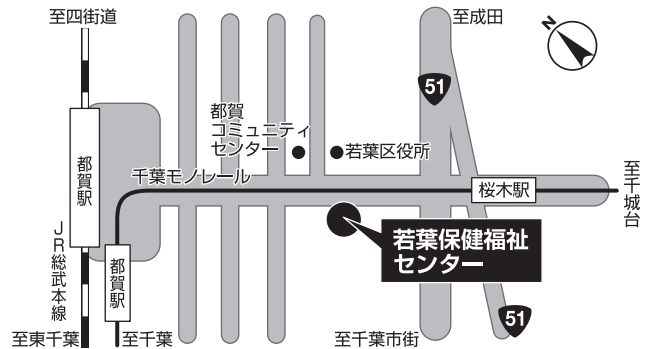
各保健福祉センターの案内図

中央保健福祉センター



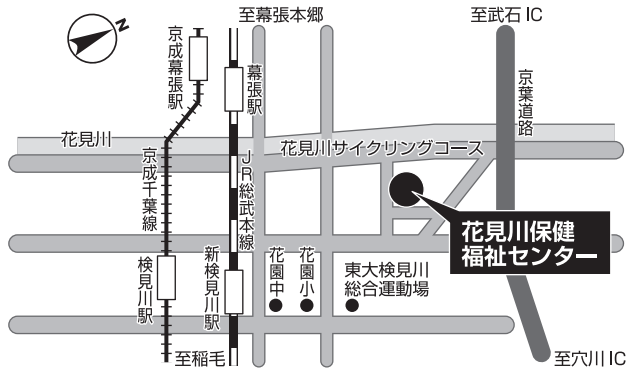
【交通】モノレール「葦川公園駅」下車徒歩4分
バス停「中央三丁目」下車徒歩1分

若葉保健福祉センター



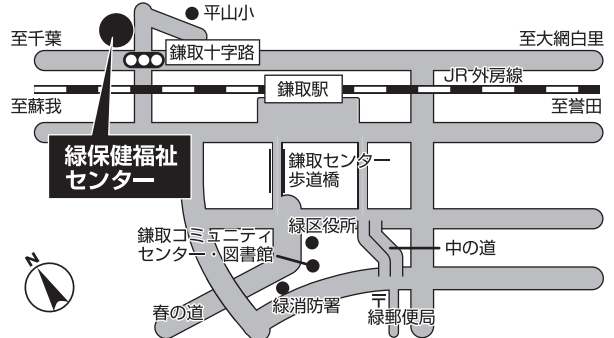
【交通】バス停「若葉区役所」下車徒歩1分
JR「都賀駅」下車徒歩10分

花見川保健福祉センター



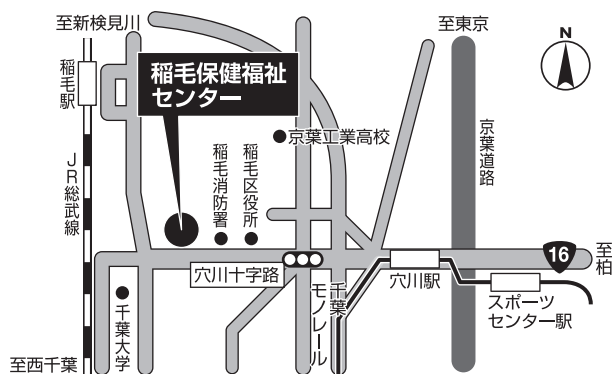
【交通】バス停「花見川区役所」下車徒歩1分

緑保健福祉センター



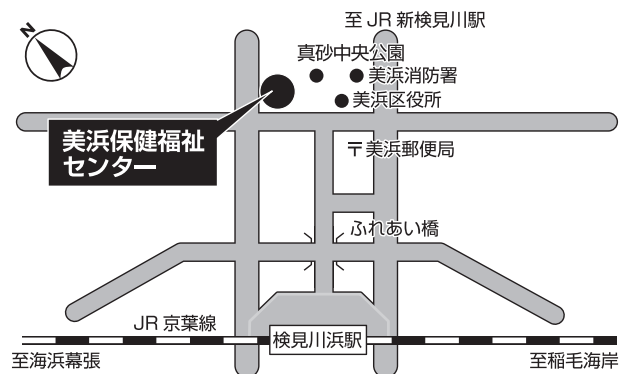
【交通】バス停「鎌取市営住宅」下車徒歩1分
JR「鎌取駅」下車徒歩8分

稲毛保健福祉センター



【交通】バス停「稲毛区役所」下車徒歩1分

美浜保健福祉センター



【交通】JR「検見川浜駅」下車徒歩8分

